

IV. 特記事項

1. 教育研究システム

経済学部 地域社会特別研究室
経営学部 会計特別研究室
法学部 学習支援室
人間生活科学部 臨床栄養センター
発達臨床センター

2. 社会連携

IV. 特記事項

1. 教育研究システム

経済学部 地域社会特別研究室

経済学部地域社会特別研究室の活動は、本学部における教育内容・方法の工夫において特色ある実践の1つとして位置づけられる。

当研究室は、1) 地域社会活性化に貢献する人材（公務員など）の養成、2) 学部全体を活性化させる「核になる学生」の育成を目的として、平成16（2004）年4月に設置された。ここには地域社会特別奨学生（平成17（2005）年度より）に加えて、2年次以上の各演習担当者から推薦された単位修得状況が良好で、勉学意欲の高い学生が地域社会特別研究生として所属している。その数は、年々学生や教員の間での認知が高まるにつれて増加しており、直近平成19（2007）年度で40名である（平成16（2004）年度：20名、平成17（2005）年度：32名、平成18（2006）年度：36名、平成19（2007）年度：40名）。

活動内容としては、第1に地域社会研究に関連する実践的活動がある。具体的には、地域社会で活躍している方に講演を行ってもらい「特別講義」を年に2～3回開催したり、夏季休暇中に地域へ体験学習に出かけたりしている（平成17（2005）年度：滋賀県東近江市、同草津市、三重県伊賀市、平成18（2006）年度：長野県飯田市、同松本市、平成19（2007）年度：三重県紀北町・大紀町）。これらの活動は、地域社会への関心を喚起することを意図したものであるが、喚起した問題意識をさらに深めるために、特別講義についてはレポート作成し提出することを課し、体験学習については大学祭での報告会を課して、学生には自分たちが見聞したことを整理し考察することを促している。とりわけ体験学習の報告については、多くの時間をかけて準備を行う。主張の明確化、報告内容の構成の吟味、PowerPointを用いたスライドの作成、効果的な発表の仕方などについて、学生間で協力しながら、あるいは教員から指導を受けながら、時には夜遅くまで残って報告を準備を行う。

第2に、当研究室所属の学生が中心となって、新入生歓迎行事「経済学部 フレッシュャーズ・ウォーク」の実行委員会を立ち上げ、その企画・運営にあたっている。平成19（2007）年度は新入生歓迎に加えて、「地域との交流」を企画の趣旨として、本学近隣の楽田地区でハイキングを行い、当該地区コミュニティのセンター（楽田ふれあいセンター）を借り、地元の人々との交流を行った。また、平成20（2008）年度（実行委員は平成19（2007）年度生から構成）は、「地域を知る」をテーマに犬山の城下町を散策した後で、地元食材をふんだんに利用した食事を賞味した。このように大人数が参加する行事を企画運営することは容易ではないが、本学部の中核的存在である特別研究生が、地域とのつながりを意識しながら取り組んだことは、きわめて意義のあることである。

また地域とのつながりでいえば、地域コミュニティが主催する行事に参加して地域住民との交流を図る積極的な学生もいる。例えば、前述の楽田コミュニティが主催する児童向け企画「楽田やどかり塾」や「クリスマス会」に参加したりしている。

第3に、このような実践的な活動ばかりでなく、資格取得や公務員試験等対策のための勉強会を開催している。特別奨学生には週2回、正規授業とは別に特別研究室での授業が課せられており、この時間が勉強会にもあてられている。勉強会には特別奨学生に加えて

有志の学生が集まり、切磋琢磨しながら共通の目標に向けて勉強している。その成果は、日本漢字能力検定2級や日本文章能力検定準2級の合格に現れている。また所属学生には、Microsoft Office Specialist (Word, Excel) といった情報関連資格も積極的に取得するよう指導している。

なお、特別奨学生向けの授業は資格取得を目的としたものだけではない。広く社会への関心をもち見聞を広めること、またコミュニケーション能力を高めることを目的として、定期的に読書報告会を開いている。そこでは、参加学生が各自の関心に合わせて読書を行い、それぞれが読んだ本についての内容を紹介し感想を述べあい、討論を行うというものである。各学生は4年間で100冊の本を読破することを目標に取り組んでいる。

以上のようなさまざまな活動は、それぞれ教育効果をもつと考えられる。視察研修や行事の企画・運営は、さまざまな地域の人々とのコミュニケーションを通して地域社会への関心を高めることになる。また、視察研修の報告会は、分析能力やプレゼンテーション能力を高めることに寄与する。これらは、本学の使命および目的に含まれる「地域社会、地域経済の各分野に溶け込み責任ある活動ができる人格ならびに技能を備えた人物の実学的養成」を実践するものである。さらに、行事の企画運営への積極的参加は、企画力を涵養する場であると同時に、実行委員会という組織の中での役割分担と協力の重要性を学ぶという意味で社会人基礎力を身につける機会にもなっている。他方で各種勉強会は、社会人としての基礎学力を育成すると同時に、資格取得等の目に見える成果があがることでさらなる勉学への意欲がわくことが期待できる。

ただし、いくつかの問題点も指摘できる。第1に、こうした地域社会への関心喚起のための授業や企画への積極的な参加があるにもかかわらず、公務員等の地域社会へ直接的に貢献する職業へ進路選択する学生が少ないことである。もちろん地域社会への貢献はさまざまな形をとりうるが、今後検討を要する課題であろう。例えば特別研究生の選抜基準が、現在は取得単位数のみであるが、むしろ成績条件を緩め、公務員等の職業に関心をもつ学生をいっそう積極的に受け入れる方向性が考えられる。第2に、当初の目的通り、当該研究室に所属する学生は本学部の「中核を担う学生」になっている。しかしそうであるがゆえに、数少ない彼ら／彼女らに広報誌等のインタビューや寄稿などの依頼が集中し、それらをこなすために本来の勉強ができなくなる恐れがある。今後「中核的學生」をさらに増やしていく方策が必要である。

経営学部 会計特別研究室

経営学部経営学科では、特色ある教育の一施策として会計特別研究室を平成15(2003)年に開設した。本学園の創立者市邨芳樹が述べた「一に人物、二に技倆」という建学の精神を踏まえ、人物教育と技術的専門知識教育を統合し、今日の社会・経済状況が求める教育の在り方を追求する経営学部の一機軸として当研究室は計画され、運営されている。

当研究室では、将来会計専門職業人として活躍できる人材の育成を目標としている。会計・経営の分野における高度な専門的知識の修得と専門職業人としての深い倫理の涵養をはかり、大学4年間にわたる一貫したプログラムにより少人数のゼミ形式クラスを編成し、上記目標の達成を目指している。具体的には、税理士試験の会計学2分野(簿記論および財務諸表論)の合格を目指すプログラムを中心に展開している。このプログラムは、経営

学部のカリキュラムと密接に関連づけることによって高いシナジー（相乗）効果をあげることを企図している。また、本学の特色である4年間一貫した少人数による演習体制は、専門職業人・社会人としての知識・教養・常識の涵養に資するところが大きいと期待され、総合的かつ複合的な学修により研究室生の人格面での成長をはかることも本研究室の目指すところである。

当研究室への入室要件としては、日本商工会議所簿記検定試験2級以上の取得者でかつ学業に真剣に取り組む経営学部生であることを原則としている。しかし、本学他学部あるいは本学大学院に在籍している者で、同要件を満たしている学生についても、これを受け入れることとしている。平成20（2008）年度始めにおいて、経営学部生15名（内訳は、1年生5名、2年生2名、3年生7名、4年生1名）、他学部生2名（経済学部1年生）および大学院生3名（法学研究科）の計20名が当研究室に在籍している。なお、コアとなる本学部生のうち、13名が会計特別奨学生として学内の特別奨学金の支給を受けている。

当研究室の運営については室長として専任教員を配置し、専任教員2名と現役の税理士2名が指導にあっている。会計学2分野の講義を基礎、展開、応用および税理士試験対策の各講座に細分化して開講し、3年次の段階で税理士試験を受験できるようカリキュラムを組んでいる。また、研究室生には独習用に専用の学習室が用意され、デスクおよび書架が充てられている。会計および税務に関する定期購読誌とともに必要な参考文献が完備されており、学習環境面においても配慮がなされている。また、半期に一度、会計業務にたずさわる実務家による特別講義を設けている。アカウンタントの職域、役割、社会的責任および業界事情等を聴講することにより、研究室生の会計専門職業人への関心・モチベーションが高まるよう努めている。さらに研究室生は、3年次の夏期休暇中に、愛知県、岐阜県、三重県下の提携先会計事務所等を中心に、インターンシップ（会計事務所等研修）を行なっている。会計・税務業務の現場体験が可能となるため、研究室生にはおおむね好評であり、研究生のモラル向上に資するものとなっている。

当研究室開設後、残念ながら税理士試験合格者を輩出するまでには至っていないが、たとえば、BATIC（国際会計検定）のSubject 1「英文簿記」を受験し、得点364点（400点中）を獲得した研究室生もおり、関連領域においては徐々にはあるが成果を上げている。また、平成15（2003）年4月の会計特別研究室発足時に入室した第一期研究室生7名のうち5名が、平成18（2007）年3月卒業時に、学業優秀賞を受賞していることから他の一般学部生の模範となっていたことが推察される。過去2年間の研究室生の卒業後進路をみると、公認会計士事務所1名、一般企業4名、高校商業科教員2名、公務員1名、大学院進学2名であり、一定の成果を上げているといえよう。

今後本研究室の活動実績を向上させるため、より実践的なアカウンタント養成モデルを確立すべく、名古屋経済大会計人会（本学大学院を修了し、税理士となった者および税理士の有資格者となった者より構成、現在50名程度在籍）の協力の下、既存のインターンシップとは別に、1年次生を対象とした「会計事務所短期研修制度」を検討している。また、特別奨学金支給要件審査対象を新入学生のみから、本学部在籍学生を審査対象とするよう平成19（2007）年度より制度の見直しをなされ、在籍学生の学習意欲向上に努めている。これらの当研究室の活動について学内外に広く伝えるべく、「会計特別研究室ニュース」として平成20（2008）年より定期発行することが決定されている。

法学部 学習支援室

法学部では、特色ある教育に関する一つの試みとして、法学部「学習支援室」（以下、「支援室」とする。）の設置に向けた取り組みを平成 19（2007）年度より開始した。支援室設置の主たる理由として、学生の学力低下への対応ならびに学習を中心とする学生を支援するための取り組みの要請が挙げられる。すなわち、大学全入時代の到来とともに学生の基礎学力低下にいかに対処するかは今日の大学教育における新たな課題の一つとなっているが、法学部もその例外ではない。また目的意識を持って入学してきた学生であっても、当初の目標達成のために必要な学習の前提となる基礎学力が不足しているため、学習についていくことができず、途中で断念する例も存在している。このような状況を鑑みた場合、本来の法学教育の使命である「リーガルマインドの養成」を果たすことが困難となることはもとより、基礎学力の不足した学生をそのまま社会に送り出すといった危惧すべき状態の存在までも懸念されるところである。

このような状況に対応するべく、法学部ではこれまでも、学生の学習を支援するためいくつかの取り組みを行ってきた。具体的には、学生の基礎学力を向上させるための方策として、「読む」・「書く」・「話す」能力の向上を図るための演習Ⅰにおける指導、演習Ⅰと連携しながら、学生に目的意識を持たせ、学習意欲を喚起することを目指した法学入門の活用を行ってきた。さらに目的意識が明確であり学習意欲のある学生に対する方策として、法学検定試験の受験指導のほか、法学部特別研究室を設置することにより、勉強する場を学生に提供してきたところである。しかし、これらの取り組みは学生自身の自発的な努力をサポートするものに過ぎず、成果が上がっていると思われる事例の多くは、意欲があり、かつ学力のある学生が呼応してくれた場合である。いわゆるモチベーションの低い学生や基礎学力の足りない学生については、これらの取り組みに積極的に参加することが少なく、効果が上がっていないのが実情である。

そこで法学部としては、学生の基礎学力向上および学習意欲の喚起・持続・向上を図るための施策として、支援室の設置を平成 19（2007）年度に構想し、その具体的な取り組みを平成 20 年度から開始した。まず支援室の設置に関しては、平成 19（2007）年 11 月 30 日法学部教授会において支援室設置にかかる計画が承認された。また平成 20（2008）年 2 月 15 日法学部教授会では、支援室の運営を行うための組織として、7 名の法学部教員により構成される学習支援室運営委員会を設置することが承認され、ならびに支援室による活動の一環として、新入学生の学習意欲の喚起・向上を図るための試みとしての「フレッシュャーズ・セミナー」の実施が承認され、平成 20（2008）年 4 月 3 日・4 日にその実施を行ったところである。

このように、支援室の設置および活動はまだ始まったばかりであるが、現在法学部としては、支援室設置の趣旨、目標、任務については、次のように考え運用していく予定である。まず支援室設置の趣旨は、学生の基礎学力向上および学習意欲の喚起・持続・向上を図ることにある。したがって支援室では、法学教育を通して学生に習得してもらいたい能力として、「基礎学力」、「法学基礎力」および「社会人基礎力」という三つの基礎力を想定し、入学から卒業までの間、これら三つの基礎力を組織的・計画的に教育するための取り組みを実施していく予定である。また法学部では 第一に法学部における 4 年間の大学生活の動機付けを行う、第二に学習指導の充実を図る、第三に学習意欲の維持を支援する、

第四に個別学習プランを学生と教員が一緒に考える、第五にキャリア支援の充実を図る、第六に検定・資格試験情報を迅速かつ的確に提供する、第七に法学検定試験から資格試験へのステップアップ支援を行う、第八にきめ細かい指導・サポートの充実を図る、といったことを支援室の目標として掲げている。そして学習支援室運営委員会においては、これらの目標を達成するために、支援室が取り組むべき任務として、(1) 4年間の学生生活の指針やスケジュールの提示および目標設定の支援、(2) 学習指導および学習方法のアドバイス、(3) 学習意欲の維持、(4) 個別学習プランの提案、(5) 学生による自主的なキャリア形成のための施策の企画立案・実施および支援、(6) 試験情報の収集・提供、(7) 検定試験から資格試験へのステップアップ支援、(8) 学習カルテの作成などを挙げ、実現に向けた検討を進めているところである。

すでに述べたように、支援室の設置および活動はまだ始まったばかりであるため、支援室の施策をより実効性のあるものとするための体制づくりやその充実が今後の大きな課題として挙げることができる。この点については今後も学習支援室運営委員会を中心に、(1) 運営委員会の設置、(2) 支援室の整備、(3) 指導員の確保、(4) 参考資料の収集などについて議論を重ね、具体策を提示する方針である。

なお支援室に関する取り組みについては、本年度「質の高い大学教育推進プログラム」に申請している。

人間生活科学部 臨床栄養センター

実務に強い管理栄養士養成を目指し、従来の教育方法に不足していたと考えられる臨床栄養に必要な実技教育と体験学習の充実を図るため、大学附属施設として臨床栄養センターを設置した。臨床栄養センターは病院等の医療施設には属さないが、生活習慣病・メタボリックシンドロームを始めとする栄養療法が必要な疾患やその予備群、また食事摂取が困難な患者の栄養管理に関する他医療機関からのコンサルテーションを受けられるように、臨床栄養の実務経験者、臨床医などのスタッフで構成されている。地域社会と大学の垣根を取り除き、大学の責務として医療・福祉分野で社会貢献を行う一方、学生が地域社会の中で実務体験を行える環境を整え、より良い素養と高度な臨床栄養技能を備え栄養の専門家として社会の役割を担うことができる管理栄養士の育成を目指す。また、地域病院、開業医等々の医療機関等とのネットワークのもとに、以下の活動を行うことを目的とする。

- (1) 健康増進・維持・疾病予防のために外来栄養指導等の栄養教育を通じた、地域住民に対する栄養管理の支援
- (2) 医療機関における医師、看護師、薬剤師等と連携し、地域に密接した在宅栄養サポートチーム (NST) の組織編成に協力する。それによって合併症の予防、生活の質 (Quality of life, QOL) の向上及び医療費削減などの医療経済的効果の向上を図る。
- (3) 学生及び社会人を対象とした生涯教育、臨床栄養業務の研修
- (4) 臨床栄養学向上のための基礎及び臨床研究の実施

臨床栄養センターが設置され3年経過したが、センター上記活動目的のうち(1)および(3)を管理栄養学科3年次、臨床栄養学・公衆栄養学実習授業の一環として実施し、(2)、(3)および(4)を本学に事務局がある臨床栄養療法研究会 (CNP 研究会) と協力して実施しているのが現状である。

公衆栄養学実習、臨床栄養学実習において、学生同士の模擬症例で学習をした後に、地域住民に対する学内（来客授業）および学外（出前授業）の授業を行い、病院を併設していないものの臨床栄養センターと連携を取りながら実践の中で生きた教育を行っている。

公衆栄養学実習では、身体計測を中心に健康チェックを行い、栄養疫学調査や解析の方法、考察の仕方について習得させている。

臨床栄養学では、問診や食事調査、栄養相談を基に栄養診断から栄養管理計画の立案、記録の書き方、さらに症例カンファレンスを行い、在学中により多く実務経験ができるように配慮し、臨床栄養技能の向上を図っている。

学生が地域社会の中で実務体験を行える環境を整えることにより、より良い素養と高度な臨床栄養技能を備え栄養の専門家として社会的役割を果たすことができる管理栄養士の育成を目指している。

人間生活科学部 発達臨床センター

本学発達臨床センターは、平成 17（2005）年 4 月の人間生活科学部幼児保育学科の設置にあわせて構想、設置され、平成 18（2006）年度から本格的に活動を開始して今日に至っている。発達臨床センターは、発達の障害や混乱のある子どもへの定期的な外来指導、子育ての悩みや問題についてのカウンセリング、子どもの教育・保育担当者へのコンサルテーション、各種講演会や講習会の実施、発達臨床に関する基礎的研究などを通して、教員と学生が教育・研究を行っていく。大学は従来の教育・研究にとどまらず、大学の物的および人的資源を積極的に活用して、地域貢献していくことが求められるようになってきている。発達臨床センターは、このような事業内容を実行することによって、時代の要請に応えるとともに理論と実践を架橋した活力ある教育・研究活動を意図して設置された。

平成 18（2006）年度以降、当センターへの外来通所ケース（原則として週 1 時間を 1 セッションとする）、相談ケース（1 から 2 回程度の相談）数ともに年次を追うごとに増加してきており、平成 19（2007）年度末現在、外来通所ケースがおおよそ 20 ケース、相談ケースがおおよそ 20 ケースという実績を示すに至っている。これらのケースでは、臨床心理学系科目を担当する教員の厳密なスーパービジョンのもと、ゼミナール活動を中心に学生や発達臨床系科目の履修学生が参加している。この間、平成 19（2007）年 4 月には本学大学院人間生活科学研究科幼児保育学専攻（修士課程）が設置された。開設初年度より、現職保育園長や保育士、児童相談所ケースワーカー 3 名の社会人入学学生を迎え、当センターを核とする学部学生との活動交流など教育・研究面での効果をもたらしている。現在、大学院サテライトキャンパスを会場として当センターが主催する「名経大事例検討会」も行われており、特別支援学級担当教師、保育士、施設職員などが毎月 1 回集まって、指導困難事例について検討を行っている。なお、この間の活動状況の報告を平成 18（2006）年 11 月の「全国保育士養成協議会中部ブロック第 12 回セミナーにおいて「保育士の質的向上をめざした養成校の取り組み ～臨床能力の向上をめざした保育士養成～」と題して実践報告している。

当センターの今後の課題は、現在実施している各種事業を確実に継続的に実施していくことが最重要であると考えられるが、今後数年間の短期的課題として以下のような事項が考えられる。

(1) 外来指導ケース及び相談ケース増加に伴う対応策

平成 19 (2007) 年度に入り、急速に外来指導ケース、相談ケースが増加してきている。この傾向は、今後も一層顕著になることが予想される。発達臨床活動は、人間生活科学部所属の教員がその中心的役割を担っており、対応する件数によっては、必ずしも地域ニーズに十分応えられない状況も予想される。そこで、指導関係の原則に則り外来通所指導や相談を行う場合には有料化していき、指導のための非常勤職員を採用していくことも検討される必要がある。なお、本センターの教育的側面として、学部学生のゼミナール活動とリンクした発達臨床については今後も根強く実行していくばかりでなく、大学院人間生活科学研究科（幼児保育学専攻）院生との学習活動とも深く関連付けていく必要がある。

(2) 発達臨床に関する基礎研究

現在、発達評価のための検査ツールの開発、障害幼児のための指導プログラム開発に向けた準備を行っているが、今後は予算的、人的問題を解決し、基礎的研究を実行していく計画である。

(3) 各種講演会、講習会、研究会に実施

各種講演会、講習会、研究会の実施は、本センターを周知させるためには有効な手段であり、地域ニーズにも応えて行くことにもなる。「名経大事例検討会」の開催回数と参加者層についても拡大できるよう一層の努力が必要である。

2. 社会連携

地域との連携については、本学との間に新たな形態の協調体制が生まれてきている。

〔自治体等との協定〕

自治体との協定については、基準 10 で述べたように愛知県犬山市及び大口町との間で締結を行い、それぞれ相互に連携を図りながら、事業の展開を図ってきた。しかし、これ迄の経過を顧みした場合、進めてきた事業の内容は本学或は市・町の有する計画に必ずしも沿ったものではなく、また、事業項目によっては、その進捗度合に大きな格差を持つなど総合的・計画的な取組みには欠落する部分を内包していた。また、同時に地域における様々な課題への取組みを進めるにあたっては、単に学及び官のみでは、十分且つ適切には対応し得ない部分も生じ、産業面からの参画が強く求められることとなった。

こうしたことから、本学、犬山市、犬山商工会議所においては平成 19 (2007) 年 4 月から地域社会の充実及び発展ならびに市民福祉の増進に寄与するための連携協定に向けて検討協議を重ねてきた。そして同年 12 月、三者が有する知識、情報及び技術等の活用並びにこれを達成するために必要な事項について連携交流を行うこととし、「犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定書」の締結を行うとともに、連携事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を置くこととした。

この協定締結への動きを契機として、犬山商工会議所とは平成 19 (2007) 年度入試から同所会員子弟の本学への推薦入試制度を導入するとともに本学卒業生の会員事業所への就職受入れへの配慮について合意がなされている。

また「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」への応募に際し、商工会議所の協力など、より有効性の高い内容の事業の連携が進みつつある。

産官学の三者交流については、現在では多くの地域で進められつつあるが、犬山市に隣接する小牧市においても同市が中心となって同様の方向性を求めてきた。本学とも交流を前提とした協議を平成 19（2007）年 8 月以来重ねてきたが、同市の場合は、小牧市内の 2 大学のみならず隣接する市に存する 3 大学も含めた交流を望んで調整が進められてきた。そして、平成 20（2008）年 1 月市及び小牧商工会議所と各大学との連携協定の合意が成立し、本学とも「小牧市と小牧商工会議所及び名古屋経済大学の三者による連携強化に関する協定書」の締結を行った。協定内容には、三者が相互に連携して協力と支援を行うものとして、住民生活の各般にわたる 12 項目が掲げられ、これの推進組織として産学官連携推進連絡会議を設けた。

小牧市とは、これを契機にこれ迄の市行政の極く一部に関わってきた姿勢を見直すとともに犬山市と同様に「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」への参画を小牧商工会議所にも促している。更に全国でも有数の産業集積があり、市の強力な財政力を背景に向上発展が見込まれるだけに、大学の持つ知的資源等の提供を積極的に行っていくこととしている。

犬山市の西隣に隣接する大口町についても交流協定の締結はしているものの、具体的な交流事業を行うまでには至っていない。一方、同様に近接する扶桑町とは交流協定は締結してはいないものの、商店街活性化プロジェクトにゼミ授業の一環として取り組んでいる。協定の有無に拘らず、経済生活圏として包括される周辺市町も視野に入れたより広域的な地域交流が求められている。

〔計画性と実行性の担保〕

これ迄本学においても、こうした連携は協定の締結が自己目的化し、その実行性については締結者自身も強く求めることなく、いわば儀礼的、儀式的な取扱いで済まされることが少なくなかった。しかし現在の本学は地域貢献、社会貢献を重要な目的としている。大きく重要な意義を持ち、中心的な位置付けにならなければなくなっている。

従って、連携や協定は単なる形式的なものではなく、その内容の明確化と実行性の確保について、それぞれが最大の責任をもって取組まなければならない。

本学は犬山市に対しても小牧市に対してもそれぞれの商工会議所を含め協定事業内容の精査に併せ推進組織の設置を強く求めてきた。今般のそれぞれの協定書に掲げられた事業項目は総括的となっているが、これの推進に当たっては、推進組織が中心となって優先度に応じた事業内容を絞り込み、これに基づく事業計画を年次計画的に進めていくことを目指している。

学内的には、学長以下教学及び管理部門の役職者からなる地域連携推進委員会を設け、地域連携の方針を明確にしなが、積極的に責任ある役割を担っていくこととしている。

また曖昧となっていた審議会委員等への参画者の選任等については、学内の窓口の一本化と共に選出過程を明確にする外、関係する事業についても学外に対して責任ある対応を取れるような体制をとっていくこととしている。